○経済産業省告示第十号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

登録の区分	国内登録検査機関
ライター	財団法人日本燃焼機器検査協会 神奈川県鎌倉市大船一七五一番地

（参考）

財団法人日本燃焼機器検査協会の事業所及び所在地は、次のとおりである。

財団法人日本燃焼機器検査協会（神奈川県鎌倉市大船一七五一番地）

○国土交通省告示第七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年一月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年五月二日から平成三十年三月三十一日まで

三　施行地区　宮城県仙台市太白区　郡山一丁目、郡山二丁目、郡山七丁目、諏訪町、長町一丁目、長町三丁目、長町五丁目、長町六丁目、長町南二丁目、太子堂、八本松二丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業

五　事務所の所在地　宮城県仙台市太白区長町五丁目二番三十八号

六　事業計画の認可の年月日　平成九年五月二日

七　事業計画の変更認可の年月日　平成二十三年一月三十一日

○国土交通省告示第七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　工事の施行が終了した河川等の名称

野々沢川

(二)　工事の施行が終了した土地の表示

昭和五十七年建設省告示第二千七十八号、昭和五十八年建設省告示第千八百十四号、昭和五十九年建設省告示第千百七十六号、昭和六十年建設省告示第九百七十号及び昭和六十二年建設省告示第千二百二十四号

二(一)　工事の施行が終了した河川等の名称

穴の川

(二)　工事の施行が終了した土地の表示

昭和五十八年建設省告示第千八百十四号、昭和六十三年建設省告示第千百十二号、平成五年建設省告示第二千二十三号、平成七年建設省告示第五百七十七号、平成十三年国土交通省告示第千七百四十一号、平成二十一年国土交通省告示第二百三十一号及び平成二十一年国土交通省告示第二百六十三号

三(一)　工事の施行が終了した河川等の名称

岩内川

(二)　工事の施行が終了した土地の表示

平成二十年国土交通省告示第千三百二十四号及び平成二十一年国土交通省告示第二百六十四号

四(一)　工事の施行が終了した河川等の名称

戸蔦別川支流岩内川

(二)　工事の施工が終了した土地の表示

平成二十一年国土交通省告示第二百六十四号

五(一)　工事の施行が終了した河川等の名称

南岩内川

(二)　工事の施行が終了した土地の表示

昭和五十五年建設省告示第千百三号

六(一)　工事の施行が終了した河川等の名称

北岩内二の沢川

(二)　工事の施行が終了した土地の表示

昭和六十三年建設省告示第千百十四号

○海上保安庁告示第三十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年一月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構

神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三三度五〇分、北緯三四度、東経一三七度一〇分、東経一三七度二三分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三四度一三分、北緯三四度二〇分、東経一三七度五五分、東経一三八度一分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年二月二日から平成二十三年二月二十七日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第三号（平成二十三年一月二十一日発行）、四管区水路通報第三号（平成二十三年一月十九日発行）

○東北地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　一四・三八～五九・一一　一・八一七

宮城県刈田郡蔵王町宮字二坂二〇番一から同県柴田郡大河原町金ヶ瀬字川根二六七番二まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

○防衛省告示第二十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年一月三十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年二月十四日から同月十八日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機その他の航空機三機

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。